

夜 間 保 育 の 利 用 基 準 表

<世帯の選考指数の算定方法>

父選考指数+母選考指数+調整指数=世帯の保育指数

選考指数

番号(類型)	保護者の状況			選考 指数	実 施 期 間
1 就 労	夜間就労 (変則就労が週 1 日以上を含む)	週 5 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	10	・ 最長就学前まで ・ 雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで
			午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	9	
			午後 6 時以降に 1 時間未満の就労を常態	8	
		週 4 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	9	
			午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	8	
			午後 6 時以降に 1 時間未満の就労を常態	7	
		週 3 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	8	
			午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	7	
			午後 6 時以降に 1 時間未満の就労を常態	6	
		週 2 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	7	
			午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	6	
		週 1 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	6	
	常時残業		就労証明書等により常時残業の実績が、上記「夜間就労」に該当する場合	※1	
	月 48 時間以上かつ、週 3 日未満 または 1 日 4 時間未満の就労		週 2 日以上、午後 6 時以降に 1 時間以上の就労	5	
	就労内定 (保育実施月からの就労開始がわかる 就労証明書の提出がある場合)		保育実施月から上記の「夜間就労(変則就労)」または「常時残業」に該当することが確定している場合	4	
同一保育指数の場合の優先項目 6 に該当の場合			※1		
2 就 学	夜間就学・職業訓練	既に就学・職業訓練のため夜間外出を常態としている場合		※1	就学・職業訓練の予定期間が満了する月の末日まで
		夜間就学・職業訓練が内定している場合		4	
3 特 例	疾病・負傷	入院	1 カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌月末日まで
		居宅内療養	常時臥床	10	
			精神性の疾病・感染症	10	
			一般療養	8	
	心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度・2 度・3 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級		10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで
		身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度		8	
		身体障害者手帳 4 級		6	
災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで	
4 その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに夜間保育が必要と認められる場合			※2	※2

注：※1 の選考指数は、「1.就労」の選考指数を準用。※2 の選考指数と実施期間は他類型 1 ～3 の選考指数と実施期間を準用。

調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+ 3
2	ひとり親（別居のみは対象外）でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	+ 3
3	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週 3 日以上かつ週 30 時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる世帯	+ 3
4	同居のきょうだいが認可保育園に在園している世帯、または、同時期に同居のきょうだいで申請している世帯（同一保育園の利用調整以外も該当）	+ 2
5	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度 4 月入園の申請をしている世帯（4 月入園のみ適用）	+ 2
6	生計中心者が失業している世帯（就労未定の場合のみ適用）	+ 1
7	在園児または卒園児が保育料を過去 3 カ月分以上滞納している世帯	- 4

注：調整指数が重複した場合はそれぞれを合計しない。ただし番号 7 は除く。例えば、番号 1 と 4 が重複した場合、調整指数は+3 となる。

番号 1 と 7 が重複した場合、調整指数は-1 となる。